

～新地町奨学金申し込みQ&A～

2025.10.1

1. 奨学金について

Q.1 新地町の奨学金とは、どういうものですか？

- 【A】－ 当町の奨学金は、新地町に住所を有する学生・生徒で、経済的理由により就学に困難がある方に貸与されます。
奨学金は無利子で貸付が受けられ、在学する学校の正規の修業期間内での貸与となります。
ただし、国や県や他の団体から無利子の奨学金貸付等を受けている方は貸付が受けられません。
奨学金の返還は、貸付を受けた月数の3倍の期間(ただし最大15年)内に、総額を月賦返還いただきます。(全部又は一部の一時返還も可能です)

Q.2 奨学金の申し込み方法を教えてください。

- 【A】－ 下記の書類を教育総務課へ提出して申し込んでください。
また、奨学金の申し込みにあたって、2名の連帯保証人の選任が必要です。
(1名は奨学生本人の父母等、他の1名は原則町内に在住で独立の生計を営み、共に奨学資金返済の責を負い得る方)

①. 奨学資金貸付願書(印鑑証明書の印鑑を押印)	1部
②. 履歴書	1部
③. 在学証明書(既に在学中の方)又は合格通知書の写し(4月入学予定の方)	1部
④. 連帯保証人(2名)の印鑑証明書及び納税証明書	各1部

※①及び②については教育総務課に用紙があります。

貸付内定後に「誓約書・健康診断書・口座振込依頼書」の書類(用紙は教育総務課から郵送されます)と「振込口座通帳の写し」の提出が必要になります。

Q.3 奨学金はいくら借りられますか？

- 【A】－ 学校の種類別で異なりますので、下記の表をご覧ください。

	月額	年間額	(例)ご入学から貸与された場合
大学院・大学 短期大学	30,000円	360,000円	1,440,000円 (360,000円×大学4年間)
専門学校 高等専門学校	20,000円	240,000円	480,000円 (240,000円×専門2年間)
			1,200,000円 (240,000円×高専5年間)
高等学校	15,000円	180,000円	540,000円 (180,000円×高校3年間)

Q.4 奨学金はどのように支給されますか？

【A】－ 奨学生採用決定後、原則毎月15日にご指定の口座へお振り込みします。

Q.5 入学一時金等の貸付はありますか？

【A】－ 申し訳ございませんが、入学一時金の貸付制度は設けておりません。
毎月一定額の貸付となりますのでご了承下さい。

2. 奨学金の手続きについて

**Q.6 現在奨学金を借りています。進学するので引き続き借る場合
どんな手続きが必要ですか？**

【A】－ 前回申し込み頂いた時と同様に、申し込み用紙に記入のうえ教育総務課まで提出して下さい。引き続き借る際も、合格通知書等の写しや印鑑証明書と納税証明書の提出が必要です。

Q.7 合格通知書がまだ届いていないのですが、申し込みできますか？

【A】－ 合格通知書が届いていなくても申し込み頂けます。
届き次第、コピーを教育総務課まで提出して下さい。

Q.8 奨学生募集の締切はいつですか？

【A】－ 1次締切が 令和7年12月19日(金)、最終の締切が 令和8年3月13日(金)
までとなっております。

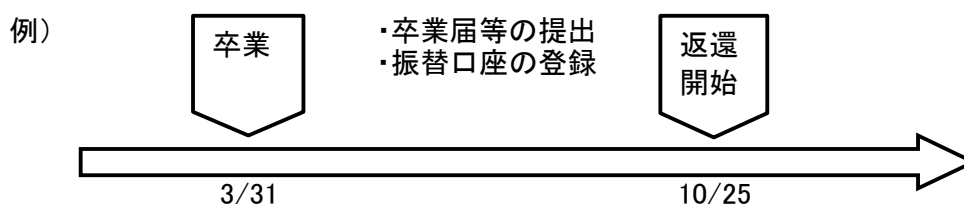
3. 奨学金の返還について

Q.9 奨学金の返還は、どのような流れになっているのか教えてください。

【A】－ 奨学金の返還は、貸付を受けた月数の3倍の期間(ただし最大15年)以内に総額を月賦返還いただきます。ふくしま未来農業協同組合の口座から毎月25日に口座振替となります。また、全額または一部金額を返還することもできますので、希望する場合は教育総務課へご相談ください。

返還の開始は、卒業もしくは貸付終了の6カ月後からとなります。ただし、上級学校に進学した場合は、願い出により返還が猶予されます。

返還にあたり、新地町に定住し就労している方については、返還金相当額(年間18万円限度)が助成される制度があります。詳細につきましては、Q.10をご覧ください。



Q.10 新地町奨学金返還支援事業とは、どういうものですか？

- 【A】－ 当町では、町の将来を担う若者の定住を図るため、町内に定住して就労する方が新地町の奨学金を返還するために要する経費に対し、助成金を交付しています。下記のすべての要件に該当する方が申請対象となり、前年度に返還した新地町奨学金の返還金額相当分(上限18万円)を助成します。なお、返還が始まった翌年から申請が可能になります。

○申請要件（以下のすべての要件に該当する方）

- ・新地町の奨学金を返還している方(前年度で返還終了した方も含む)
- ・大学等を卒業し、就業している方(公務員を除く)
- ・助成金の申請時において本町に住所を有し、定住の意思のある方
※新地町に住民登録し、新地町に居住している方が対象となります。
- ・町税および奨学金返還金を滞納していない方

- 例) ○令和7年度に月10,000円(年額120,000円)返還した方
⇒令和8年度に申請し交付決定した場合、120,000円の助成
- 令和7年度に月20,000円(年額240,000円)返還した方
⇒令和8年度に申請し交付決定した場合、180,000円の助成
(※上限額が18万円のため)

その他、ご質問・ご相談ありましたら、下記窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

新地町教育委員会 教育総務課 学校教育係（新地町役場3階）
〒979-2792
新地町谷地小屋字樋掛田30番地 TEL：0244-62-4477